

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】

3

### ◇ 告 示

- 指定納付受託者の指定【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】
- 収納事務の委託【財政局税務部収税企画課】

5

6

### ◇ 訂 正

- 第5321号の訂正【総務局総務部法制課】

7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、次に掲げる軽自動車について、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割の税率を軽減することにした。

- (1) 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた三輪以上の電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車
  - (2) 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたもの
  - (3) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた三輪以上のガソリン軽自動車（（2）を除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたもの
- この条例は、令和5年4月1日から施行することにした。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 3 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 9 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 5 項本文」を「附則第 1 5 条第 1 4 項本文」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項」を「附則第 1 5 条第 2 1 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 3 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 2 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 4 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 3 項第 2 号」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 1 号」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 6 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」に改め、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 8 項」に改め、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改め、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 8 項」に改め、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 4 3 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 4 4 項」を「附則第 1 5 条第 4 3 項」に改める。

付則第 2 0 条中「第 1 0 項、第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」を「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 5 項まで、第 3 8 項、第 3 9 項若しくは第 4 3 項」に改める。

付則第 2 8 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「のガソリン軽自動

車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

付則第28条第7項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第66条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円

付則第28条第8項を同条第4項とする。

付則第29条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の付則第28条及び第29条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

北九州市告示第127号

公の施設における使用料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月5日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
Pay Pay株式会社	東京都千代田区 紀尾井町1番3号	令和5年4月1日	令和5年4月1日 から令和6年 3月31日まで

北九州市告示第128号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市税（県民税を含む。）の収納事務を次のとおり委託した。

平成5年4月5日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和5年	5321	3	上から9行目	診査	審査
			上から14行目		